



Title	翻訳：規約人権委員会の「見解(Views)」の概要(2) 1987年度
Author(s)	人権条約研究会
Citation	国際公共政策研究. 2003, 8(1), p. 239-247
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/11051
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

翻 訳

Translation

規約人権委員会の「見解 (Views)」の概要(2)

—1987年度—

Annual Summary of the Views
of the International Covenant on the Civil
and Political Rights (2): 1987

人権条約研究会 (村上正直代表) 訳

Translation by the Study Group on the Human Rights Treaties

Abstracts

Today, the number of Views of the Human Rights Committee are numerous, and it may be difficult to look into the overall activities of the Committee in this regard. Annual Reports of the Committee contain the chapter which summarizes the activities of the Committee, and provides us the useful way to search the important Views in the year concerned. For this reason, we consider it appropriate to translate this part of the Report into Japanese.

キーワード：市民的及び政治的権利に関する国際規約、規約人権委員会、「見解」

Keywords: the International Covenant on the Civil and Political Rights, the Human Rights Committee, Views

1987年度 (A/42/40, pp. 104-110)

V. 選択議定書に基づく通報の検討

393. 市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書に基づき、規約が定める、自己の権利のいずれかを侵害されたと主張し、かつ、すべての利用可能な国内的救済措置を尽くした個人は、検討のため人権委員会に書面の通報を提出することができる。規約に加入し又は規約を批准した86ヶ国のうち、36ヶ国が選択議定書を批准し、または選択議定書に加入することにより、個人の申立を取り扱う委員会の権限を受諾している（付属文書 I, sect. B を見よ）。いずれの通報も、規約の締約国であるが選択議定書の締約国ではない国家に関係するときは、委員会により受理され得ない。

A. 作業の進捗状況

394. 委員会が、1977年の第2会期において選択議定書に基づく作業を開始して以来、23ヶ国の締約国に関する236件の通報が検討のため委員会に提出された（その内の211件は第2会期から第28会期までに委員会に提出された。さらに残りの25件はそれ以降、つまり、本報告書が扱う第29会期及び第30会期に、委員会に提出された）。第2会期から第16会期（1982年7月）までの選択議定書に基づいてなされた精選決定集は、1985年に刊行された¹⁰⁾。第17会期から第30会期までの精選決定集はまもなく刊行される。委員会はこの第2集の出版作業が、しかるべき速さで進められることが極めて重要であると信ずる。委員会の第29会期が1986年秋から1987年春に延期されたのは、国連の財政難が原因であり、選択議定書に基づく多くの通報の検討が遅れる結果となった。しかしながら、委員会の通報に関する作業部会が、緊急を要する事件を取り扱うために、1986年12月8日から10日にかけて、ジュネーブで召集された。

395. これまでに検討のため委員会に提出された236件の通報の状況は、次の通りである。

- (a) 選択議定書第5条4項に基づく見解で終結したもの、77件、
- (b) 他の形式（非許容、審議打切、停止又は取下げ）で終結したもの、110件、
- (c) 許容と宣言されたが、いまだ、終結に至っていないもの、15件、
- (d) 許容性認定に至っていないもの、34件（うち16件は委員会の暫定手続規則第91条に基づき締約国へ送付された）。

10) 国際連合刊行物 Sales No. E. 84. XIV. 2.

396. 第29会期から第30会期で、委員会は選択議定書に基づき提出された、多くの通報を審議した。委員会は、その見解を採択することにより、5件の事件の検討を終結した。それらは、No. 155/1983 (*Eric Hammel v. Madagascar*)、No. 172/1984 (*S. W. M. Broeks v. the Netherlands*)、No. 180/1984 (*L. G. Danning v. the Netherlands*)、No. 182/1984 (*F. H. Zwaan-de Vries v. the Netherlands*)、No. 198/1985 (*R. D. Stalla Costa v. Uruguay*) である。委員会は、また、通報が非許容であると宣言して、3件の事件の検討を終結した。それらは、次の事件である。No. 192/1985 (*S. H. B. v Canada*)、No. 209/1986 (*F. G. G. v. the Netherlands*)、No. 217/1986 (*H. v. d. P. v. the Netherlands*)。5件の事件で採択された見解、及び非許容と宣言された3件の事件に関する決定は、本報告書の付属文書 VIII と付属文書 IX に再録されている。1件の事件の検討は審議打切となった(委員会の暫定手続規則第86条及び91条、又は選択議定書第4条に基づく)。多くの係争中の事件に関して、手続的な決定がなされた。他の係争中の事件に関して事務局の活動が要請された。

B. 委員会によって検討された問題

397. 1977年の第2会期から1986年の第28会期までの選択議定書に基づく委員会の作業の概観は、とりわけ、委員会により検討され決定が下された手続的及び実質的争点の要約が含まれている、1984年、1985年及び1986年の年次報告書を参照されたい¹¹⁾。選択議定書に基づいて委員会が採択した見解と、通報を非許容と宣言した決定の全文は、委員会の年次報告書の付属文書に毎年再録されている。

398. 以下の要約は、本報告書が扱う期間中に検討された争点に関する更なる進展を反映したものである。

1. 手続上の争点

(a) 本案審査に入る前に、通報の許容性が宣言されるという要件(第93条)

399. 委員会の暫定手続規則第91条に基づき、締約国が情報と意見とを提供することを要請されているのは通報の許容性の問題に関してのみであるにもかかわらず、締約国はこの段階でも事件の本案に関する大量の提出物を提出することが頻繁にある。規則第91条に基づき、締約国から提出されたものは、通報者がコメントを行うために通報者に送付される。通報者は、しばしば、実体問題に関してより大量に提出することがある。したがって、通報の許容性の決定を採択する前でさえ、委員会に本案に関する最終決定を採択するために必要な全ての情

11) 総会公式記録、第39会期、補遺 No. 40 (A/43/40), paras. 569-625; *ibid.*, 第45会期、補遺 No. 40 (A/41/40), paras. 609-706; and *ibid.*, 第41会期、補遺 No. 40. (A/41/40), paras. 418-424 を見よ。

報が集まることもある。しかしながら、暫定手続規則に基づき、委員会が事件の許容性を宣言し、かつ、選択議定書第4条2項が規定する、「問題を明らかにし、かつ、当該国によってとられた救済措置がある場合には、それを明らかにする説明書又は声明書」を提出するために、締約国に与えられた6ヶ月間経つまでは、委員会は選択議定書第5条4項に基づく見解を採択することはできない。適切な場合に、手続を迅速化させるために、委員会は新しい実行を進展させてきた。たとえば、1987年4月の委員会の第29会期で採択された、No. 198/1985 (*R. Stalla Costa v. Uruguay*) の通報に関する許容性を決定する際、委員会は次のように述べた。

「……すでに通報者と締約国によって述べられた本件の事実は、本案の審議を行うことができる程十分明確である。しかしながら、この段階では、委員会は、自らの役割を通報の許容性決定に関する手続的な要件に限定しなければならない。それにもかかわらず、締約国は本決定の送付から6ヶ月以内に、これまでの提出書に何か付け加えたい場合には、通報者はそれについてコメントを行う機会が与えられる。選択議定書第4条2項に基づいて、締約国から追加的な説明書又は声明書が得られない場合には、委員会は既に当事者から提出された書面による情報に照らして最終的な見解を採択することにした。」

400. したがって、委員会は次のように決定した。

「当該問題と締約国によってとられた措置を明確にするために締約国が提出しようとする追加的な説明書及び声明書は、選択議定書第4条2項に基づいて、本決定が当事国に送付された日から6ヶ月以内に、人権委員会に届けられなければならない。本件において、締約国は、追加的な提出書を提出する意思がなければ、委員会が速やかに本案に関する決定ができるようにするため、委員会にその旨をできるだけ早期に通知することが要請される。」

この決定に応じて、締約国は、本件において追加的な提出書を出すつもりがないと回答し、その結果1987年7月の第30会期において、委員会は選択議定書第5条4項に基づく見解の採択に進むことができた（付属文書 VIII E を見よ）。

(b) 選択議定書第2条に基づく通報者の適格性

401. 規約第1条の自決権の権利侵害による被害者であると主張して委員会に通報を行った通報者の適格性に関して、委員会は、第29会期で採択された許容性の決定で以下のように判

示した。

「通報者は、個人として、規約第1条が規定する自決権の侵害の被害者であると主張することはできない。自己の権利が侵害されたと主張する個人に対して、選択議定書は申立て手続を定めているが、規約第1条は人民そのものに付与された権利を規定しているのである。」

402. 同様に、個人が自らのために、かつ、他の者を代理して行動していると主張して提出した通報に関して、第30会期で採択された決定の中で、委員会は以下のように再確認した。

「規約は、個人の人権の効果的な保障と遵守のために、及び個人の人権の促進と強化のために必要不可欠な条件として、人民の自決権と天然の資源を処分する権利を極めて断固として承認し、保護している。しかしながら、委員会の見解によれば、……選択議定書に基づき、通報者は、個人として、人民そのものに付与された権利を規定する規約第1条が定める自決権の侵害の被害者であると、主張することはできない。」

しかしながら、委員会は、本通報が規約の第27条と他の条項に基づく争点を提起する限りにおいて、本通報は検討可能であると決定した。

(c) 選択議定書第1条に基づく国家の管轄の要件

403. 個人は締約国の管轄の下になければならないとする選択議定書第1条の要件は、委員会が No. 217/1986 (*H. v. d. P. v. the Netherlands*) の通報を非許容と宣言した決定によって、より明らかにされた。本件において、通報者は、欧州特許事務所の国際公務員であるが、当該機構の昇進慣行において差別をうけた被害者であると主張した。通報者は、欧州特許条約の5つの締約国（フランス、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ及びスウェーデン）が、市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書の締約国でもあるので、人権委員会は本件を検討する権限を有すると主張した。オランダ国民である通報者は、通報をオランダに対して提出した。しかしながら、委員会は次のように述べた。

「委員会は、規約締約国の管轄の下にある主張に関する通報のみを受理し、検討することができる。通報者の苦情は、国際機構の雇用政策に関するものであるが、この問題は、いずれにせよ、オランダの管轄の下、又は市民的及び政治的権利に関する国際規約と選択議定書の他の締約国の管轄の下で生じたものと解釈することはできない。したがって、

通報者は選択議定書に基づく主張を有してはいない。」(付属文書 IX C, para. 3.2 を見よ。)

(d) 規則第86条に基づく、仮保全措置

404. 委員会が現在審査している多くの事件の通報者は、死刑を宣告され、死刑の執行を待っている有罪判決を受けた人々である。これらの通報者は、有罪判決を受けた罪状に関して無罪を主張し、さらに公正な審理を拒絶されたと申立てている。通報が緊急性を帯びていることから、委員会は、2つの関係締約国に対して、委員会暫定手続規則第86条に基づいて、「委員会が本件において、最終的決定を下す機会をえる時」、又は「委員会が、現在の通報の許容性の問題を……さらに検討する機会を得る時」まで、死刑を執行しないように要請した。これに関して言えば、執行の停止が認められていた。

405. 委員会は、また、次の事件において、第30会期で、規則第86条を援用した。即ち、締約国に回復不能な損害を避ける措置をとるよう要請した人の集団に関する事件であった。

2. 実体的争点

(a) 法の前平等、法による平等な保護(規約第26条)

406. 規約第26条に関する一般的意見がないために、委員会は、選択議定書に基づく通報の審議に関連して、本条項の適用範囲について詳細に議論した。委員会が解決できなかった問題の一つは、第26条が規定する非差別原則が、市民的及び政治的権利に関する国際規約で定められた諸権利にのみ適用されるのか、それとも非差別原則は、規約が保障していない市民的及び政治的権利、又は経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約といった他の国際文書が保護している経済的、社会的及び文化的権利にまでも、その適用が可能な自律的権利を構成するのかどうかということである。締約国は、2つの規約は異なる履行監視制度を設けており、かつ市民的及び政治的権利に関する規約に関してのみ個人による申立手続の規定があることを理由に、第26条の制限的な解釈を主張した。これに対して、委員会は、その第29会期で、No. 172/1984、No. 180/1984 及び No. 182/1984 (付属文書 VIII B、C 及び D を見よ)の通報を審査した際に、経済的、社会的及び文化的権利に関する差別の申立てを審議できると決定した。上記の3件全てにおいて、委員会は次のように述べた。

「第26条の範囲を決定するために、委員会は、その文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして、本条項の各用語の『通常の意味』を考慮した(ウィーン条約法条約第31条)。委員会は、第26条が、第2条で既に規定された保障を単に繰り返しているわけではない

という点に留意することから出発した。本条項は、世界人権宣言第7条で規定されているように、差別なく法律による平等の保護を受けるという原則に由来するものであり、この原則は、法律上又は慣行上、公権力が規制し保護するあらゆる領域における差別を禁止するものである。したがって、第26条は、立法とその適用に関して締約国に課された義務に関連するのである。

第26条が、立法が差別を禁止すべきことを要求していても、本条項そのものが、立法が規定している事項に関するいかなる義務も定めるものではない。従って、本条項は、例えば、いかなる締約国に対しても社会保障を提供する立法の制定を求めている。しかしながら、そのような立法が締約国の主権の行使として制定された時には、その立法は規約第26条に従わなければならない。」

407. 委員会は、社会保障の権利に関して差別があると主張された事件を検討することができる自らの権限について決定した後、本件事実が、規約第26条が禁止する差別を構成するかどうかを審議した。委員会は、No. 182/1984 (*F. H. Zwaan-de Vries v. the Netherlands*) において、第26条違反を認めた。

「法律の前の平等と、いかなる差別もなしに法律による保護を受けるという権利は、全ての取扱いの区別を差別とするわけではない。合理的かつ客観的な基準に基づく区別は、第26条の意義の範囲内で禁止される差別にあたらない。

それ故、委員会に残された問題は、問題が生じた時点で、Zwaan-de Vries 夫人に適用されたオランダ法が定めた区別が、第26条の意義の範囲で禁止される差別を構成するの点かという点を決定することである。委員会は、オランダ法上、オランダ民法第84条及び第85条の規定が、配偶者の共同の収入 (joint income) に関して、その双方に平等に権利と義務とを課していることに留意する。失業手当法 (WWV) の第13条 1(1)に基づき、婚姻している女性は、WWV の給付を受けるために、『主たる家計維持者』であることを証明しなければならなかった。かかる条件は、婚姻している男性には適用されなかった。従って、あるレベルにおいて地位の区別と見られるが、実際は、性に基づく区別であり、既婚男性に比べて既婚女性を不利な立場に置いている。かかる区別には合理性がない……。」(付属文書 VIII D を見よ)。

408. 同様に、類似の事実状況において同じ法律が適用された、No. 172/1984 (*S. W. M. Broeks*

v. the Netherlands) の事件において、委員会は第26条違反を再認定した(付属文書 VIII B を見よ)。

409. No. 180/1984 (*L. G. Dannig v. the Netherlands*) の事件において、委員会は第26条違反であると認定することを裏付ける事実がないと認定した。

「オランダ法の適用により法律婚と事実婚との間に区別が生じることに関して締約国が提出した説明書に照らして、委員会は、Dannig 氏が申立てた区別が客観的かつ合理的基準に基づくものであると確信する。この点について、委員会は、次のように考える。即ち、婚姻によってある法的地位に入るという決定により、オランダ法上、一定の給付並びに一定の義務及び責任の両方が付与されるが、この決定を行うかどうかは共同生活をする者に完全に委ねられていることである。法律婚に入らないことを選択することによって、Dannig 氏とその同居人は、法律上、法律婚の夫婦が負う義務及び責任を完全には負わない。その結果、Dannig 氏は、オランダ法上法律婚の夫婦に支給される給付の全てを受け取らないのである。委員会は Dannig 氏が申立てた区別は規約第26条の意味での差別を構成しないと結論づける。」(付属文書 VIII C を見よ)。

(b) 規約第13条に基づく外国人の保護

410. 委員会は、その第27会期において、規約に基づく外国人の地位に関する一般的意見の決定文を採択した¹²⁾。委員会は、その第29会期において、No. 155/1983 (*Eric. Hammel v. Madagascar*) の通報の審議を終えた。フランス国民でフランスに在住する Maître Eric Hammel 氏は、1982年2月に追放されるまで、マダガスカルで弁護士として活動していた。同氏は、マダガスカルによって権利が侵害された被害者であると委員会に主張した3名の者の代理人を務めていた。委員会は、その第18会期及び第24会期において、それら3件の事件について見解を採択した¹³⁾。Maître Hammel 氏は、自身の事件において、マダガスカルからの追放は、規約第13条違反を構成すると主張した。委員会は、選択議定書第5条4項に基づく見解で、一般的意見に対して明示に触れながら、規約第13条の適用範囲を明らかにした。

「委員会は、本件の諸状況において、通報者には自身の追放に対して異議を申立てるための効果的な救済措置が与えられておらず、かつ締約国はかかる救済措置を通報者から

12) 総会公式記録、第41会期、補遺 No. 40 (A/41/40)、付属文書 VI を見よ。

13) *Ibid.*, 第38会期、補遺 No. 40 (A/38/40)、付属文書 XI (通報 No. 49/1979, *Dave Mararis Jr. v. Madagascar*) ; and *Ibid.*, 第40会期、補遺 No. 40 (A/40/40)、付属文書 VIII (通報 No. 115/1982, *John Wight v. Madagascar*) 及び補遺 IX (通報 No. 132/1982, *Monja Jaona v. Madagascar*)。

奪うだけの、国の安全のためのやむを得ない理由が存在したと立証していないことに留意する。人権委員会は見解を作成するにあたり、規約に基づく外国人の地位に関する一般的意見15(27)をも考慮にいれ、特に、『外国人は、あらゆる全ての状況の下で、この権利が効果的なものとなるために、追放に対する救済措置を要請することができる十分な便益が与えられねばならない』ことを指摘する。

委員会は、さらに、締約国によって提出された情報に基づくと……、Eric Hammel 氏の追放の決定は、同氏が人権委員会に対する他の通報者の代理を行っていた事実と関連していると思われることに、懸念をもって留意する。それが事実であるとするならば、委員会は、仮に市民的及び政治的権利に関する国際規約と選択議定書の締約国が、選択議定書に基づいて人権委員会が審議するために通報する者の弁護人として行動する者に対してとがめだてをするならば、それはこれら文書の精神に適さず、かつ両立しないと考える。」

それ故、委員会は、「国の安全のためのやむを得ない理由に該当しない理由が制限事由となっていたにもかかわらず、通報者 (Maitre Hammel 氏) が、自己の追放に反対する理由を提示し、合理的な期間内に権限のある機関によって自己の事案を審査されることが認められなかったので」、委員会は第13条違反を認定した (付属文書 VIII A を見よ)。

(藤本晃嗣)